

「未利用口座管理手数料」について

1. 未利用口座と未利用口座管理手数料

① 口座残高※1が
1万円未満の口座



② 2年以上
ご利用のない口座※2

※1 対象口座：普通預金口座（総合口座を含む）、貯蓄預金口座

※2 利息の入金、未利用口座管理手数料の引落しを除く

①②の両方に当てはまる場合、未利用口座となり**未利用口座管理手数料が引落しになります**。以降、ご利用もしくはご解約のお手続きがない場合、未利用口座管理手数料を毎年1回該当口座から引落しいたします。

また、盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も未利用口座管理手数料が引落しになります。

但し、次の場合は未利用口座管理手数料の引落しの対象となりません。

- （1）該当口座が後見支援預金口座・マル優設定口座・ジュニアNISA設定口座の場合
- （2）該当口座と同一店舗で以下のお取引がある場合
 - ・定期性預金（定期預金・定期積金・外貨預金・財形預金）の残高が1円以上である場合
 - ・お預かり金融資産（投資信託・公共債・保険等）のお取引がある場合
 - ・お借入れまたはカードローン契約がある場合
 - ・各種インターネットバンキング契約がある場合

2. 未利用口座管理手数料

年間 1,320円/1口座（消費税込）

3. 口座の自動解約について

口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、口座残高をもって、未利用口座管理手数料の一部としていただき、同口座を自動的に解約いたします。

なお、ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約した口座の再利用には応じかねますので、あらかじめご了承ください。

※口座残高以上のご負担はございません。

— 一次のページも必ずご確認ください —

4. 未利用口座管理手数料をいただくまでの流れについて

お客様の口座が未利用口座となった場合は、当金庫にお届けのご住所宛に事前に「ご案内」を送付します。ご案内後、一定期間（約3ヵ月）内にお預入れまたは払戻しのご利用をされるか、ご解約されますと、未利用口座管理手数料はかかりません。

ご案内後、一定期間（約3ヵ月）が経過しても、ご利用もしくはご解約のお手続きがない場合に、未利用口座管理手数料を毎年1回該当口座から引落しいたします。

「ご案内」の送付

一定期間
(約3ヵ月)

未利用口座管理手数料の
お引落し（2024年3月以降順次）

今後ご利用の予定のない口座については、不正利用防止の観点から、ご解約をお願いいたします。

5. 未利用口座管理手数料に関する Q&A

Q1 個人名義口座・法人名義口座で未利用口座管理手数料の引落しに違いはありますか？

A1 ありません。任意団体等も同様に引落としとなります。

Q2 同一店舗で普通預金口座と貯蓄預金口座の2つを保有している場合で、貯蓄預金口座が2年間取引がなければ、どちらも引落としとなりますか？

A2 2年間の取引がない貯蓄預金口座のみ引落としとなります。なお、ご案内後一定期間（約3ヵ月）以内にお預入れまたは払戻しのご利用をされるか、ご解約されますと、未利用口座管理手数料はかかりません。

Q3 同一店舗で2つ普通預金口座を保有しているが、未利用口座のご案内に2つとも記載されていましたが、引落としはどのようになりますか？

A3 2つの口座それぞれに未利用口座管理手数料が引落としされます。

Q4 A支店とB支店で取引をしています。A支店は普通預金のみ、B支店は定期預金もあります。A支店の普通預金口座が未利用口座になった場合、未利用口座管理手数料はかかりますか？

A4 A支店では普通預金のみのお取引のため、かかりません。

未利用口座の取扱いについて変更がある場合、ホームページ等でお知らせいたします。
詳しくは、お取扱店へお問い合わせください。